

公益社団法人自動車技術会フェロー規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人自動車技術会定款第44条の規定に基づき、本会の目的達成及び自動車に係る科学技術に関し多大の貢献をなしている正会員に与える自動車技術会フェロー（以下、フェローという）の称号に関する、必要な事項を定めることを目的とする。

(身分)

第2条 フェローは称号であって会員の種類としない。

(推薦)

第3条 フェローの称号は推薦により授与されるものとし、推薦を受ける候補者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 会長又は支部長が推薦した正会員
- (2) 正会員5名が推薦した正会員

(資格)

第4条 候補者の資格は、その年の3月31日において、正会員歴が5年以上であり、第1条の目的に合った者とし、年齢は問わないものとする。

(募集)

第5条 候補者の募集は、毎年1回行うものとする。

(選考)

第6条 候補者の選考は、表彰会議において行うものとし、選考基準は別に定めるものとする。

(認定)

第7条 理事会は表彰会議の報告を受け、フェローを認定する。会長は自動車技術会フェローの称号を授与し、認定証の交付並びにフェロー章を授与する。

- 2 前項に掲げる授与は、フェローが所属する支部の総会で行うものとする。

(会費)

第8条 年齢が65歳以上のフェローの会費は、社団法人自動車技術会入会金及び会費徴収規則の定めに関わらず、次のとおり減免する。

- (1) 年齢が満65歳以上の会員の年会費は5,000円とする。
- (2) 年齢が満75歳以上の会員の年会費は免除する。

- 2 前項の会費減免は、前項第1号又は第2号に該当した年度の翌年度の会費からとする。

(維持・継続)

第9条 フェローとして第1条の目的にかなう活動を継続している場合は、フェローの称号を維持・継続することができるものとする。

- 2 フェローが名誉会員に推薦された場合は、フェローの称号を喪失するものとする。

- 3 退会、除名又は会員資格の喪失があった場合は、フェローの称号を喪失するものとする。

(技術者育成事業)

第10条 技術者育成事業で掲げるフェローについては、別に定めるものとする。

(処理基準)

第11条 本規則の運営に関し必要な細則については、表彰会議において処理基準を定め、これによるものとする。

附 則

- 1 この規則は、2003年9月18日から施行する。
- 2 この規則は、理事会の承認を得て改正することができる。
- 3 第8条の会費の減額、免除についての変更は、2004年10月28日から施行する。
- 4 第8条の変更は、2009年4月1日から施行する。
- 5 第9条第3号の追加は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人設立の登記の日から施行する。 (2011年4月1日登記)